

秋田県障害児就学審議会の概要について

1 趣旨

障害児の障害の状態、障害児への教育上必要な支援の内容、障害児の住所の存する地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を審査し、障害児の就学すべき学校について審議する。（「秋田県障害児就学審議会条例」（秋田県条例第40号）により設置）

2 回数

年1回以上開催

3 委員及び任期

委員20名以内で組織

次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が任命

- 1 医師
- 2 学識経験者
- 3 教育関係者
- 4 関係行政機関の職員

*現在第26期（令和7年8月5日～令和9年8月4日）

委員は19名

◎令和8年度秋田県障害児就学審議会（予定）

令和9年1月15日（金）午後2時30分～午後4時30分

秋田地方総合庁舎 601会議室